

# 議会運営委員会

平成25年11月26日午前9時から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎小野 隆雄	○木澤 正男	宮崎 和彦
小林 誠	伴 吉晴	嶋田 善行
坂口 徹		
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	総 務 部 長	乾 善亮
-------	-------	---------	------

## 3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、宮崎委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

会議録署名委員に木澤委員、宮崎委員を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりですので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まず初めに、協議事項（1）平成25年第5回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①の会期日程につきましては、9月19日の議会運営委員会で確認いたしました日程表のとおり、12月2日、月曜日から12月18日、水曜日までの会期17日間ということで決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成25年第5回斑鳩町議会定例会は、12月2日、月曜日から12月18日、水曜日までの会期17日間ということで決定いたします。

次に、②の付議予定議案についてを議題といたします。

総務部長に出席をしてもらっておりますので、付議予定議案について総務部長から概要説明を受けることといたします。 乾総務部長。

総務部長

おはようございます。

それでは、第5回定例会に付議予定しております議案につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、提出を予定しております議案の関係でございますが、議決

案件が14件、それから諮問が2件、同意1件、計17件を予定をしております。

まず、議決案件でございます。

議案の第41号といたしまして、斑鳩町子ども・子育て会議設置条例についてでございます。

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づきまして、子ども・子育て支援に係ります施策に関する事項を審議するため、斑鳩町子ども・子育て会議を設置するとともに、斑鳩町次世代育成支援地域協議会を廃止するものでございます。

次に、議案第42号でございます。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

委員長 ちよつと待つて。提出予定議案というのは、委員さん、資料入っていますか。

(「入っていませんね」と呼ぶ者あり)

委員長 ちよつと待つて、ちよつと休憩。

( 午前9時03分 休憩 )

( 午前9時04分 再開 )

委員長 それでは再開いたします。総務部長、続けてください。

総務部長 それでは議案の関係でございますけれども、議決案件が14件、それから諮問2件、同意1件、計17件を予定をしております。

まず、議決案件でございます。1つ目の斑鳩町子ども・子育て会議設置条例についてでございます。

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づきまして、子ども・子育て支援に係ります施策に関する事項を審議するため、斑鳩町子ども

も・子育て会議を設置するとともに、斑鳩町次世代育成支援地域協議会を廃止するものでございます。

次に、2つ目でございます。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

先ほどの斑鳩町子ども・子育て会議を設置することに伴い、当会議委員に支払う報酬及び費用弁償を定める改正を行うとともに、斑鳩町次世代育成支援地域協議会委員に支払う報酬等を削除する改正を行うものでございます。

次に、3つ目でございます。斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成25年度の地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が平成25年4月1日に施行されたことから、この法改正のうち、平成26年1月1日以後に適用となる寄付金税額控除の対象範囲を拡大すること、また、住宅ローン控除の延長・拡充を図ること、また、金融所得課税の一体化及び延滞金の利率を見直すことなどについて所要の改正を行うものでございます。

次に、4つ目でございます。斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

先ほどの町税条例の一部改正と同じく、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、当条例の改正を行うものでございまして、金融所得課税の一体化による改正を行うものでございます。

次に、5つ目でございます。斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

同じく、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、当条例の所要の改正を行うものでございまして、その内容は、介護保険料の延滞金の利率を見直す改正を行うものでございます。

次に、6つ目の斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

同じく、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴って、当条例の所要の改正を行うものでございまして、改正の内容は、後期高齢者医療保険料の延滞金の利率を見直す改正を行うものでございます。

次に、7つ目の斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改並びに地方税法の一部を改正する法律の施行に伴います所要の改正を行うものでございまして、生活の本拠を共にし共同生活を営んでいる交際相手からの暴力及びその被害者についても対象に加える法律の改正があったことによる当条例の改正、また、町営住宅の家賃の延滞金の利率を見直す改正を行うものでございます。

次に、8つ目の平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,759万7千円を減額し、歳入歳出それぞれ87億5,749万7千円とするものでございます。

その主な補正の内容でございますが、歳入では、国庫支出金で自立支援給付費負担金の増で1,693万5千円の増額、児童手当交付金では、児童手当の支給対象児童が当初見込みを下回ることから1,097万9千円の減額をお願いするものでございます。

次に、県支出金では、自立支援給付費負担金の増で846万7千円の増額、県補助金では、子ども・子育て支援制度に係る制度管理システムの導入に対して新たに補助金が交付されることから369万9千円の増額をお願いするものでございます。

寄附金では、教育費・福祉費寄附金で合わせて357万3千円の増額を、雑入では、平成24年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算を受けることから272万8千円の増額を、町債では、可燃ごみ積替え施設の整備事業債で、平成24年度の決算余剰金等をもって財源を確保し後年度の財政負担の軽減を図るため4,200万円の減額をお願いをしております。

続きまして、歳出予算の補正でございます。

本補正予算では、給与支給減額措置及び4月の人事異動等に伴います人件費の補正をそれぞれの費目において計上いたしております。人件費以外の主な内容につきましてご説明を申し上げます。

初めに、臨時職員の雇用では1,072万3千円の増額を、老人福祉施設への入所で631万9千円の減額、子ども医療費の助成で250万円の増額、障害者介護給付・訓練等給付費の支給で3,387万1千円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

次に、子ども・子育て支援制度に係る制度管理システムの導入業務委託料997万5千円の増額をお願いをしておりますが、この業務は本年度会計において事業完了ができないことから、繰越明許費の予算補正を合わせてお願いをしております。また、児童手当支給事業では、1,242万円の減額をお願いをしております。次に、塵芥処理費では、衛生処理場焼却棟解体撤去事業に係ります工事請負費等2,080万円の減額をお願いをするもので、この解体撤去事業につきましては本年度から3か年の継続事業により執行することとしておりましたが、この契約に係ります制限付一般競争入札が不調に終わりましたことから、設計金額の精査を行いまして、改めて平成26年度の当初予算において継続費を予算計上させていただきたいと考えております。

また、本事業に係ります継続費を廃止する変更につきましてもあわせてお願いをしております。

次に、教育費では、私立幼稚園就園の奨励で240万7千円の増額、中学校講師の配置で189万8千円の増額をお願いをしております。

最後に、予備費では、今回の補正から生じた財源307万7千円を留保することといたしております。

次に、9つ目でございます。平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,615万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ37億6,950万4千円とするものでございます。

歳入予算の補正では、国庫負担金で、一般被保険者療養給付費の増額に伴いまして1,320万6千円の増額を、国庫補助金では、国庫負担金と同様の理由によりまして、財政調整交付金371万5千円の増額をお願いするものでございます。

次に、県補助金では、国庫負担金と同様の理由によりまして、財政調

整交付金 371万5千円の増額を、繰入金では、給与減額支給措置並びに人事異動等に伴います人件費に係ります一般会計繰入金 511万4千円の減額をお願いするものでございます。

最後に、雑入で、本補正予算において歳出額が歳入額を上回ったことにより不足する財源を、歳入欠かん補填収入で調整することとし、2,063万5千円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳出予算の補正でございます。

給与減額支給措置及び人事異動等に伴います人件費所要額 511万4千円の減額を、保険給付費の療養諸費では、本年度の医療に要する給付が当初見込みを上回ることから、一般被保険者療養給付費 4,127万1千円の増額をお願いするものでございます。

次に、10番目の平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 271万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 14億1,838万3千円とする補正を行うものでございます。その内容につきましては、給与支給減額措置及び人事異動等に伴う減額補正でございます。

次に、11番目の平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 210万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 20億5,231万1千円とする補正を行うものでございます。その内容につきましても、給与支給減額措置及び人事異動等に伴います減額補正でございます。

次に12番目の平成25年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

主な補正の内容につきましては、まず、収益的収入におきまして、本年10月分からの水道料金の引下げに伴う給水収益の減額により、水道事業収益 7億3,979万1千円から 2,250万円を減額し、7億1,729万1千円とするものでございます。

次に、収益的支出におきまして、給与減額支給措置及び人事異動等に伴います人件費の補正として、水道事業費 7億1,128万円から 19

1万6千円を減額し、7億936万4千円とするものでございます。

次に、13番目の、奈良県市町村職員総合事務組合を組織する市町村等の変更についてでございます。平成26年4月1日付けで奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、西和消防組合、それから宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合の4つの組合が解散されるため、本組合が組織する市町村及び組合を変更いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

次に、14番目、最後ですが、奈良県市町村職員総合事務組合規約の変更についてでございます。先ほどと同じく、4つの消防組合が解散されることからこれを削り、新たに奈良県広域消防組合を加える規約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、諮問でございます。人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）と（その2）でございます。

現委員の應矢志図香氏、西尾正男氏の任期が平成26年3月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き西尾正男氏を、それから應矢志図香氏の後任として、新たに森田敬子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

最後に、同意でございます。

斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてでございます。現委員の宮崎荘平氏の任期が平成25年12月21日をもって満了となりますことから、新たに吉岡祥充氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上で、平成25年第5回定例会に提出予定をしております付議予定議案につきましての説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

委員長 何か読み間違いか。 嶋田委員。

嶋田委員 今回の説明の中で、一番最後のほうですね、奈良県市町村総合事務組合を組織するのんと、その下の奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について、これ、部長は奈良県市町村職員というふうにおっしゃったと思



うんですけれども、これ、どちらが正しいんですか。

委員長 乾総務部長。

総務部長 すみません、失礼しました。市町村事務組合が正しいございまして、職員というのが、私、言ってしまいました、すみません。職員ではなくて、奈良県市町村総合事務組合というのが正しいということでございしますので、失礼しました。

委員長 それでは、総務部長の説明が終わりましたが、昨日、副町長のほうから、付議予定議案に関連して報告の申し出がありましたので、これをお受けしたいと思います。池田副町長。

副町長 おはようございます。私のほうから1点お願いがございます。

以前から交渉いたしております法隆寺線の残り1件につきまして、以前より交渉してまいりましたが、現在、補償費を含めた交渉まで進展をいたしております。つきましては、交渉が成立しますと、店舗の営業の関係で駐車場や建物の出入口の工事、また、電気工事、給水塔を含めた水道工事など、また、代替地の公民館用地の整理も必要となります。

町といたしましては、今日までの経緯から、交渉がまとまればできるだけ早く契約の締結をしたいと考えております。また、相手方もそのように願っておられます。つきましては、12月定例会初日の上程には間に合いませんが、相手方と話がまとまりましたならば、12月定例会に追加上程をお願いしたいと考えていますので、議案のお取り計りにつきましては、中西議長、小野委員長を初め委員の皆さまにはよろしく願いをいたします。

なお、追加上程の場合におきましても、12月9日の建設水道常任委員会、その後の11日の総務常任委員会には予算書案をご提示申しあげ、ご説明をさせていただくことといたしております。

また、交渉の経緯によりまして1月にずれ込んだ場合におきましては、できましたならば臨時議会の開催をお願いしてまいり、法隆寺線の解決

にあたってまいりたいと考えていますので、重ねてお願いを申しあげます。

以上が私からのお願いでございます。

委員長 ただいま総務部長から付議予定議案の概要説明と副町長から法隆寺線に関して報告説明がありました。委員皆さんのほうから何か質疑等ございましたらお受けいたします。何かございませんか。

( な し )

委員長 それでは、なければ、付議予定議案についてはあらかじめ説明を受けたということでした承しておきたいと思えます。

また、法隆寺線の関係について、地権者との交渉がまとまれば補正予算を提出したいとのことですが、初日の議案提出までに間に合うようであれば、提出予定の一般会計補正予算（第7号）に含めて提出してもらえれば良いと思えますが、これに間に合わない場合の取扱いをどうするのかを協議いただきたいと思えます。

この件については、消防広域化のときの取扱い、つまり、一般質問までに間に合えば、一般質問の本会議において補正予算案を追加上程するか、これにも間に合わず、建設水道常任委員会までに間に合い、建設水道常任委員会と総務常任委員会で説明ができるのであれば、各委員会の了承をもって最終日に補正予算案を追加上程し、即決をするという方法をとるという方法も考えられます。また、最終日にも上程できない場合は、臨時議会を招集してもらい、議案審議をするということになるかと思えますが、この取扱いについて協議していただきたいと思えます。

何かご意見がありましたらお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 できるだけ早い段階で出していただくということで進めていただければいいというふうに思えます。

今、委員長提案いただいた中で、できるだけ一般質問のときに間に合

うようであればきちっとやっぱり本会議に上程していただいて、委員会付託をしていただいて審議をするという形をとっていただくのがベストかなというふうに思います。それ以外の場合で、例えば一般質問、本会議がある日に間に合わない場合についても、それぞれ建設水道常任委員会、総務常任委員会等でご説明はいただけるということですが、その際に厚生常任委員のメンバーの皆さんにも、そういう形で、説明はこういう段階でさせていただきますよという案内をぜひしていただいて、最終的にはそれぞれの議員が1人ひとり議決を求められることになると思いますので、きちっと説明については聞けるような形で諮っていただければなというふうに思います。

委員長           ほかにご意見ございませんか。   嶋田委員。

嶋田委員       今、委員長おっしゃっていただいたようなことで結構かと思いますが、本定例会、今回の定例会に間に合わないという場合に、臨時議会ですね、それはそれで結構なんですけれども、そのときにですね、本会議でもう即決するのか、それとも臨時議会を開いて委員会付託するのか、そこら辺、まあ先の話でどうなるのかまだわからないんですけど、そこら辺だけちょっとお伺いしときたいと思います。

委員長           そうですね。臨時議会というのはどうしても1日ということで、付託して本会議を休憩して担当常任委員会、今回の場合でしたら両方の、どういうんですか、建設、また今、副委員長からも提案がありましたけど、やはり全議員に理解をしてもらっておくほうがベターかなと思います。

                  本来でしたら、これは総務常任委員会に付託されるんですが、やはり先ほど副委員長が言ったように厚生の委員さんにもということで説明をしてもらおうと。全議員に理解してもらっておいて本会議で即決という形を今後も続けていかなければいけないんじゃないかなと、私も思っています。

                  また、今、嶋田委員も貴重な意見を提案していただいたと思っております。臨時議会で、本会議で付託もなしでやってしまうということにつ

いては、やはり前もって議長に全協でも開いてもらって、それでその場で全員に説明してもらおうという形もとれるかなと思いますねんけど、そういう形はどうでしょうか。

嶋田委員 私、別に、こういう形でやってほしいとかそういう気持ちはないんで。そのときにどうされるのかなと、今からちょっと考えておけばいいのではないかなというふうな気持ちで質問させていただきましたんで、今、委員長おっしゃっていただいたことで結構かと思います。

委員長 ちょうど貴重な意見だと思います。やはり臨時議会が1日で、本会議を休憩して付託先の委員会で議論してもらうのも、それもいいことだと思いますけれど、やはり先ほど副委員長がちょっと提案してるような、まあ本来でしたら厚生委員会は関係ないと言ったら失礼やけど、その委員さんにも、本会議で即決ということになると、理解を示してもらやすいように、その厚生常任委員会でも説明ということも提案してもらいましたし、今、嶋田委員から臨時議会のときのということで、今後ね、こういうことは前もって説明を受けるという形も採用していったらいいかなと思いますねんけど。

どうぞ、木澤委員。

木澤委員 私、厚生常任委員会で、今、委員長のほうからでも説明をいただければというふうにおっしゃっていただいていますけど、私、建設水道常任委員会と総務常任委員会に説明がありますよという案内をね、厚生常任委員会のメンバーの皆さんにもしていただいて、傍聴に来ていただけるような形をとっていただければなど。だから、厚生常任委員会の中で提案説明というんですかね、そういうのとまたちょっと違う形での問題ですかね、をさせていただきますんで。

委員長 私は、そこでも、ちょっと報告事項で、委員会でもそうして報告してもらおうと、そうした場合に担当の職員のこともありますので、予算のことですから、総務部長も出ていますからね、それも可能かなと思ったん

で、そう思ったんです。

それとまあ、ちょっと、嶋田委員のおっしゃっているのとはちょっと異なっているということでもよろしいんですかね。その都度ね、やっぱり議会運営委員会でしっかりと議論できるような場所づくりということで、議長にお願いして全協開いてもらうこともあるというようなことで、この件については取決めっていうんですかね、皆さんに同じような認識でいてもらいたいなと思いますねんけど、それでよろしいですかね。

( 異議なし )

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは、付議予定議案については以上で終わります。  
ほかの、総務部長の説明の中での分についてはもうありませんか。

( な し )

委員長 それでは、付議予定議案については以上で終わります。  
ここで、副町長には、退席の申し出がありますので、退席を許可いたします。  
暫時休憩します。

( 午前 9時30分 休憩 )

( 午前 9時31分 再開 )

委員長 再開いたします。  
次に、③の付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。  
議事日程と委員会付託表とを合わせてご覧いただきたいと思います。  
日程順に確認していきたいと思います。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定をいたしまして、日程3から日程5まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各常任委員長から報告を受けることといたします。

次に、この12月議会は町長選挙後の初めての議会となりますので、ここで町長から施政方針についてお聞きすることにいたします。

次に、付託議案の取扱いですが、既に各常任委員会であらかじめ説明がされておりますが、付託先などについて確認をいたします。

まず、日程6、議案第41号、斑鳩町子ども・子育て会議設置条例については、厚生常任委員会へ付託。

日程7、議案第42号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、この付託表では、付託先を総務常任委員会としておりますが、これまで、附属機関の設置に関する条例についてはそれぞれ担当する所管の常任委員会に付託し、これに係る報酬の条例は総務課が所管していますので総務常任委員会に付託をしてきております。この議案第41号と議案第42号は、子ども・子育て会議の設置とその委員報酬の関係になりますので、両議案は密接な関係にあります。例を挙げて言いますと、仮に、議案第41号が厚生常任委員会で否決されるようなことがありますと、総務常任委員会では、議案第42号を否決しなければならないというようなことも起こってきます。

そのようなこともありますので、この議案第41号と議案第42号について、この付託表のとおり、これまでの例にならって厚生と総務のそれぞれの委員会で審議をしてもらうのか、それとも、厚生常任委員会に議案第42号も付託をして、総合的、一体的に審議をしてもらうほうが良いのか、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

どうですか。

まあ、仮に例を挙げた否決うんぬんの話をしましたけど、やはり内容的なものもありますし、その設置条例が青少年、条例の廃止ということも伴っておりますので、私としては、厚生のほうへまとめて付託するほうがより自然ではないのかなと、そのように考えておりますので、また、いや、今までの例に従ってこのようにやるほうがやっぱりいいん

だと、間違いがないんだというようなこともございましたら、言っても  
らえたらありがたいと思います。 木澤委員。

木澤委員 ちょっと1点質問させていただきたいんですけども。今回、厚生  
の委員長と副委員長と、議運のメンバーにはおられませんけども、事前の  
委員会を行う際に、付託予定議案ということで打合わせをされているか  
と思いますが、そのときにこれは総務になるんじゃないかということで、  
一定、議論していただいているかと思うんです。もしわかるようでした  
ら、その経過についてちょっと聞かせていただければなと思うんですけ  
ども。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務 先ほどちょっと委員長のほうから話がありましたように、これまでの  
局長 例としましては、委員長申されましたように、その設置等の条例に関し  
ましてはその担当常任委員会、そして報酬等の関係につきましては総務  
課が担当してますので総務常任委員会に付託してということで、打合わ  
せにおきましては、それに従って提出をされているということでござい  
ます。

木澤委員 一定、慣例というんですかね、そういうものに従って分けられたとい  
うことですが、総務常任委員会の提出予定議案の説明の中でも、これが  
付託されてて、付託が予定されてて、条例改正の本文ですかね、本ちゃ  
んのほうの審議がされない中で、なかなか審議しづらいなという状況も  
考えられましたんで、できれば私は一体のものとして一体的に審議をし  
ていただくのがいいのかなというふうには思います。

委員長 厚生  
の委員長、副委員長がおられないのかな。せやね。厚生委員の方、  
どうですか。 伴委員。

伴委員 確かに今回のケースは、これ、一体的にしたほうがいいんじゃないか

と、私自身も委員長の説明を聞いて思っておるんですが、今回は確かに名称の変更、これがもし金額とかそういうふうなケースになってくると、もっとこれもう総務でないとというような。今回のケースでというような感じであればというような感じを持っております。

委員長

今、伴委員からも意見いただいておりますが、もちろん金額の変更とかの場合は総務常任委員会で審議してもらおうというのは、言うようにそれは取り込みをして当然だと思います。名称の変更なので、これ、今の設置条例の中でも、付則だけでもその名称を、そこを変えておるという形も条例的には私は可能かなと思っております。簡易な、これを設置されたことによって費用弁償も名称が変わったということですので。

それと、先ほど総務委員長であります木澤委員からも、これが付託されて、もちろん総務が厚生の後ですのでね、厚生の結果というものも報告を受けての審議になりますし、厚生でそのまま設置なっているのにこちらで否決するわけにもいきませんしね。やはりこういう場合、その条例をもう少し吟味して一体化でしたほうが、やはり自然であるというんですか、審議の内容というのが、そういうものがいろいろ吟味していくのが本来は議運の、前もってやるのがそれが形なんです、今までどうしても議運が後で開かれますので、そういうことも含めて、今回、説明は厚生と総務に分かれております。だけど、そのことについても総務委員会でも、その条例、厚生の条例ということで、が設置されたらというような形になってきてますので。

委員長、それはどうなんやろうな。今、議会運営委員会で満場一致っていうんか、もし、いや、ほかの意見は聞いてないんですが、こうして議会運営委員会で付託先を決めて議長にお願いしますんで、皆さんが同意できたらそういうことで付託をしますということで、委員長、副委員長には報告だけで済ませておいてもええんかなと思いますけども。

以前、そういうケースも何かあったように思ってますねん。議会運営委員会で付託先を変えたといったらあれですが、そういう自然な形でもって行って、本会議で付託先を変えたと、説明を受けた委員会じゃないほうでやったというようなこともあったような気がするねんけど、あま



り記録は残ってない、完全に。それらは別に、議会運営委員会で決めて  
いってそうするのは別によろしいんでしょうかね。どうなんでしょう。  
議長、どうですか。

議長　　まあ、別に今の状態で厚生の方に付託してもろてもええのかなと思  
いますけども。総務委員会のほうでもちょっと報告程度で、こういう形  
になりましたというようなことはやっぱり出してもうたほうがええのか  
なと思います。

委員長　　付託じゃなくて、せやから各課報告かなんかで、費用弁償のほうのこ  
の条例は名称が変わりましたと、そういうように報告をしてもらおうと、  
総務委員長のほうにそういうことを。

議運の委員さん、そういう形で取り扱っていてもよろしいですかね。  
何か疑問とか。　嶋田委員。

嶋田委員　それで僕も結構かとは思うんですけども、今後ですね、これを例と  
するのか、または今回が特例なんか、そこら辺、皆様のご意見どうで  
すねやろ。私は、もうケースバイケースでいくべきではないかなと思っ  
ているんです。これを例とするよりもね。

委員長　　多分、厚生とか総務のほうで打合わせのときに、今までこういう具合  
にしてきたからこうしようということになったんかなと思うんです。そ  
のときにもうちよっところ、やっぱり変えた方がええのかなという、厚  
生委員会での打合わせ、それから総務の打合わせ、そういうのはもう別  
に行っていますので、いままではこうやったからと、こういう具合にし  
て事前の説明をしたということになると思いますが、そこら、1つずつ  
もうちょっと。

今、先ほど伴委員がおっしゃってもろたように、こういう費用弁償の  
名称だけの変更だけやったらという、1つの前例という形でね、今、確  
認してもらっておいたら、今後こういうことが出てきた場合には、そう  
いう形でやる。

多分、厚生委員会、もし仮にですよ、この2つを付託する予定で  
すという具合に打合わせであったときに、今までそれは費用弁償は総務  
だろうということでちょっと総務のほうへ来たんです。総務のほうにつ  
いても、今までもそうやからということで、どちらが先に打合わせされ  
たんかわかりませんが。今回、委員長同士の会議でもあれば、またそ  
れはそれしようという形でいろいろ議論もできるんでしょうけど、別々  
にやっていますので、前例がこうだと。

そしたら皆さんに委員長として、説明したところと違うようになりま  
したと、その説明を私のほうから初日の全協で説明をして、それが、こ  
ういう形がこういう前例だというようになっていくものだと思いますね  
けど。何もどこにもちょっと明文化というのはしにくいと思いま  
す。まあ、ケースバイケースという言葉で、それでいいのかなと思いま  
す。それが委員長と副委員長との打合わせのときにケースバイケースで、  
先ほど伴委員がおっしゃったような、名称だけの変更が、そういうケー  
スの場合はこうだと。それから費用を変更する場合はもう総務だと、そ  
ういうのでなってくるものだと思いますので。そういう形がとっていつ  
たほうが、やはり実態にあった審議という形になってきますので。

どうでしょう、どこか書いて。明文化する必要もない。嶋田委員。

嶋田委員 別に明文、いや、これを慣例とするのであれば明文化せなあかんと思  
うんですけども、ケースバイケースであればその時々々の情勢でそれぞ  
れ話し合いして決めていけるものだと思いますので、僕はもうケースバ  
イケース、別に明文化は必要ないと思います。

委員長 嶋田委員がおっしゃっているのはそうやと思いますし、これが例えば、  
建水に関する条例が2つあって、費用弁償、両方ともさわらんなん。  
これはもう費用弁償はやっぱり、なんぼ名称だけと言うてもね、総務で  
しなきゃいけないと思いますし。

だから、そのとき、そのときにやはり吟味して付託先を決めて、今、  
事前に報告を受けていますので、こういう、もう1回ね、今、もう1回説  
明してもらわないかとかそういうことはないと思いますけれど。複数

制もとっていますし、厚生の中に総務委員さんもおられますし、それはもうそれでいいと思います。

それでは今後、そういう形でケースバイケースでやるということを確認しておきます。よろしくをお願いします。

それでは、議案第42号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については厚生常任委員会に付託するということで確認いたします。次に、日程8、議案43号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。

日程9、議案第44号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程10、議案第45号、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程11、議案第46号、斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程12、議案第47号、斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例については、建設水道常任委員会に付託。日程13、議案第48号、平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）については、総務常任委員会に付託。日程14、議案第49号、平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、厚生常任委員会に付託。日程15、議案第50号、平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、建設水道常任委員会に付託。日程16、議案第51号、平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、厚生常任委員会に付託。日程17、議案第52号、平成25年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）については、建設水道常任委員会に付託。日程18、議案第53号、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更については、総務常任委員会に付託。日程19、議案第54号、奈良県市町村総合事務組合の規約の変更についても、総務常任委員会に付託。

12月定例会に提案が予定されている議案のうち、委員会付託となりますものは以上ですが、総括質疑ののち、ただいま申しあげましたようにそれぞれの委員会に付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

以上14議案につきましては、申しあげましたとおり、それぞれ委員会付託することといたします。

次に、日程20、諮問第3号と日程21、諮問第4号の人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて、その1とその2について、また、次の日程22、同意第15号、斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて、以上3議案は人事案件ですので、慣例により初日に即決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

諮問第3号、諮問第4号、同意第15号につきましては、初日に諮っていただくことといたします。

付議予定議案については以上ですが、ただいま申しあげましたとおり付議議案の取扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、ただいま確認いたしましたとおり、付議議案の取扱いをしていただきますようお願いいたします。

付議予定議案の取扱いについては以上で終わらせていただきます。

それでは、続きまして、(2)陳情の取扱いについてを議題といたします。

これまでに1件の陳情をお受けしておりますので、その取扱いについてご協議いただきたいと思います。

それでは、陳情書を受けた経緯などについて、事務局から説明をお願いします。 藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは、お手元に配布いたしております陳情書の写しをご覧いただきたいと思っております。この陳情書の提出を受けました経緯などについてご説明をさせていただきます。

この、「要支援者に対する介護保険サービスの継続」を求める意見書提出のお願いでございますが、これにつきましては、去る9月19日に、公益社団法人認知症の人と家族の会奈良県支部からメール便で事務局に送られてきたものでございます。

内容を簡単に申しあげますと、現在、国の社会保障制度国民会議などにおいて、持続可能な介護保険制度への見直しが進められており、介護程度が軽度な要支援者を介護給付から除外するというようなことも検討をされております。このことから、要支援者に対する介護保険サービスの継続を要望されており、意見書を国に上げるよう求めているものでございます。

なお、この文書の提出者のところでございますが、団体名のみ記載となっておりますが、この文書に同封をされておりました全国組織が出しておられますパンフレット、この裏面に代表者名、連絡先が記載をされておまして、奈良県支部の代表者は、奈良市千代ヶ丘2丁目の屋敷芳子さんと記載されておりますので、合わせて申し添えさせていただきます。

以上、簡単でございますが、陳情書を受けました経緯のご説明とさせていただきます。

委員長 ただいま局長から説明のありました陳情書の取扱いについて、皆様のご意見をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 まず、この陳情の取扱いについてですけれども、これまでは氏名、住所で連絡先が確認できるものということで受け付けるという形で確認をしてきていまして、今、資料のほうでそれが確認できるんですが、そうい

う形でいいのかどうか。まあ、本人さんにちょっと確認をしていただいて、それでこれはお受けさせていただいて取扱いをしていくということで、私はいいのではないかというふうに思いますのと、これにつきましては今、まさに国のほうで実際に法改正をやられようとしていますけども、全国的にやっぱりすごい声があがってきていまして、国の諮問機関のほうも、一定、見直しというんですかね、そういうものが起こっている段階で、なおかつ、この法改正が実施されますと斑鳩町の住民の皆さんにもものすごく大きな影響がありますことから、一定やっぱり委員会に付託をして審議をしていただくべきかなというふうに考えております。

委員長　　今、木澤委員が前半、受付の段階で、そしたら先ほど局長が説明した、この添付されているところへ、この陳情書としての住所と氏名は、まあ確認をしてから受け付けてもらいたいと、今後、今後ですよ、そういう意見なんですかね。どうなんですか。

木澤委員　　そうですね。やはり、その受け取った段階で、氏名、住所、連絡先について確認いただけ、ここに記載されていない場合については、資料が添付されていても確認はやっぱりしていただくほうがいいのかなと。資料をつけて、いやそうじゃないんですということになると、また後々の扱いについて問題が生じてくるかなと思いますんで、だからまあ、その段階において確認できるものであれば確認を今後していただきたいなと。

それで今回のケースについては、今こういう形を出していただいていますんで、これについては、きょう、この委員会が終わって以降ですね、確認をしていただくこととなりますが、確認ができれば、もうすでに受付のほうは受け取った段階で確認をするという形で審議を進めさせていただければいいかなというふうに考えています。

委員長　　以前ね、Eメール、アドレスだけの陳情書というのを取扱いをどうしようということの議論したかなと思うんですが。

局長、ちょっと教えてもらいたいんですけどね、陳情書としてこういう団体名だけのものは受入れ、できるだけ陳情書とか、もちろん請願でしたらきちっとそれを書くけど、陳情書とかいうものについてはあれがなしてない場合もあると思うんですが、そのときにはどういう制限っていいかね、そういうものがどっかでうたってあるのか。今みたいに団体名だけのものは、受けたら、やはりその陳情の取扱いした後のことを報告しなければ、陳情書ですから別に報告しなくてもええねやということもあるかなと思いますので、その点もうちょっと、私も含め皆さんにわかるように言ってもらえませんか。

議会事務  
局長

陳情書の取扱いということで、以前にも住所、氏名が確認できると、メールについてもそういうことで確認いただいた経緯がございます。これについては、住所、氏名が確認できるということの本来の意味は、相手方がきちっと連絡が取れて問い合わせができると、そういったことの意味合いも含んでいようかなというふうには、私は解釈しております。そういったことで、今回いただきました文書につきましては、当然、その家族の会が出されていますパンフレット等も添付をされておりますし、また、封筒などにも住所、連絡先がきちっと明記をされておりましたので、まあ今回、この件につきましては、私としては、特に表書きのほうには書いてございませんでしたけれども、そういったことで十分信頼ができると思いますか、取扱いすることが本当に問題ないということについては確認したというふうには考えております。

陳情書の場合のケースなんですけども、やはり斑鳩町議会の場合は請願書に準じてというようなことも先例と慣例においてうたわれておるといことで、これに準じてできるだけ対応していきたいというふうに思っております。

委員長

できるだけ陳情は受ける、これ、ちょっと先ほどの木澤委員の意見で、私もいろいろと誤解していたのかわかりませんねけど、郵送されてきますので、その内容を開けてみた段階で、住所、氏名、連絡先がない場合、ここへ一応添付されている、ほかの推測される、今、局長言いまし

たように、封書の裏に住所、氏名書いてあるから、そこへ連絡を入れてみて、それから受け付けるべきだと、そのような意見かなと思って聞いていたんですが、そういうことでもないんですか。 木澤委員。

木澤委員 確認できるものは確認をしていただいたほうが間違いがないかなというふうに思いましたんで。それはどう判断するかというのは、後々せやから連絡先が違うんですとかいうことになるとまたややこしくなるかなと。だから、もう間違いのないものだと確認できるものだったら問題ないと思うんですけどね。ただ、今回こういう形で来ていただいている、送っていただいているんで、一度やっぱりこの連絡先に連絡をとっていただいて、これでいいですねと確認だけはしておいたほうがいいなというふうに思うんです。

委員長 どうですかね。私はこれを受付を、陳情者にとってみたら、受付に対して不備があるんだということの連絡がきたというんですか、なんか受け付けることをちょっと拒絶しているように言われているのかなとか、そのように思われぬのかなという心配もあるんです。それは取り越し苦労かも知れませんがね。やっぱりそういう、今、木澤委員がおっしゃるように、こちらとしたら、返事をきちっとしなければいけないという義務感で問合わせしているということだと思ってしまうんですがね。

どうなんですかね、ほかの委員さん、そこまできちっとしてもらうように、議会運営委員会からも事務局にそういう形をとってほしいということをしてくのがいいのか、いや、今までどおり受付だけはしてもらって、この陳情書は、まあ例えば連絡先がはっきりわからないからこのまま配布に留めておこうというように扱いにしてしまうのか、内容によってはしても連絡ができないと、採択したか不採択とかいうのが連絡ができないということで、そういうことで区分けというんですか、それをしてしまうというような前例にしてしまうんか。その点ちょっと含めてご意見お受けしたい。 伴委員。

伴委員 今、委員長から話があった件ですねんけど、結局まあ連絡先、電話等



とかあればそちらのほうに、まあ言えば、これでは住所とかそのあたりがわからない、また代表者の名前がわからないということで言うのはこれはまあ親切。逆に向こうからすれば、ああそうやったなというような感じになると思いますし、ちょっと今、それとはちょっと別ですね、これ、今のこの2枚目のやつ見ていまして、代表者の名前がちょっと載っていないなど、この中には載っていないなど、住所と団体名だけやなど。やっぱり代表者がほかの団体と何箇所も活動されているケースもあって、そのあたりも、その活動内容とかも吟味させていただくようなことも場合によればあるように思うんです。だから、できるだけ代表者の名前がわかるような形で審議させていただければなというように、私はちょっと今、思っているような次第でございます。以上です。

委員長

陳情等の受付をしてあるかどうかということも1つのポイント、受付時期がいつかということもポイントになってくるのかなと思います。議会で審議するにつけてもね。だから住所が、載ったるな、これな。それから代表者が誰かとか、今、伴委員がおっしゃるような、どういう活動をされている方とかということまでやはりその陳情のことで各議員さんが考えておられるんだなと思ってますねんけどね。

どうなんかな、そこまで。議会の受け付けるときにそういう具合にしてもらっておくほうがやはりいいと皆さんおっしゃるんでしたら、そういう具合に申し出というか、事務局のほうは取扱いをそうしてくださいというふうに議会運営委員会からもしようかなと思いますけど、どうでしょう。 嶋田委員。

嶋田委員

今、委員長おっしゃったように、やっぱり確認していただきたいと思います。ここで代表者名等書いてあれば問題ないんですけど、これ、支部名で来てあると。そしたらその支部の総意かどうか確認できない。支部の一部の方が出しておられるかもわからない。ということも考えられますんでね、一応確認はしていただきたいと思います。その上でこの取扱いをどうするのかということになってこようかと思っておりますけど。

委員長

以前、ややこしかったんありましたね、代表者が変わったりしてね。  
だから、今後事務局のほうで、これと同じような支部だけで、氏名だけで、もちろんこの印鑑は支部代表の印と押していますが、この印鑑が果たして代表者が押しているのか、それもわからないし。そういうのについては、ちょっとお手数かけますけど、やはり意見書、陳情してくる限り、あ、そういうことをきちっと斑鳩町議会を確認しているんやなということで、何も私が思った、拒否されているかなというような、もう下衆の勘ぐりはないと、そういうことで、今後、こういう形の陳情書が出た場合は、事務局で封書等、それらで連絡先を確認して、代表者の氏名を入れてくださいと、それで再度郵送してくださいというように、ちょっとそのことをやっていただきたいと、そういう申し入れをしたいと思えますけど、ほかの委員さん、よろしいですか。

( 異議なし )

委員長

この陳情書はまた別で取扱いを考えますけど、今後の斑鳩町議会の事務局の扱いとしては、そういう具合にしてもらいたいと、そういう形でよろしいですか。

( 異議なし )

委員長

そうしたら事務局のほうでそういう形を取ってもらいたいとお願いしておきます。

それでは、本来のこの意見書提出のお願いという陳情について、どのように取扱いをさせていただきますでしょうか。 木澤委員。

木澤委員

先ほど言わせていただきましたように、この件につきましては、委員会に付託をして審議をしていただくのがいいかなというふうに考えています。

付託先については、やはり厚生常任委員会になるかなと思います。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 私もこれ読まさせていただいて、内容的には付託してやっていただければと思いますし、厚生常任委員会で結構かと思うんですけども、一応ここに代表者名が書いてないのがちょっと引っ掛かりますんでね。これは電話等で確認していただいて、この会の総意で出されたんかどうかという確認だけはお願いしたいと思うんですけども。

委員長 それはもうすぐできるかな。議案書の配布までには確認してもらいます。告示の日はいつやったかな。29日、金曜日やな。皆さんに議案書の配布の段階ではそれを確認してもらっておきます。

ほかにご意見ございませんか。 伴委員。

伴委員 今の話でしたら、告示までにちゃんとそのあたり整えていただければ、私もこれは付託していただいてええと思います。それで厚生常任委員会だと思います。

委員長 それでは、ただいま議題となっております陳情書については、定例会に上程し、厚生常任委員会に付託するという事で確認させていただきます。

なお、お配りをしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加することといたします。

以上で、陳情書の取扱いについては終わります。

総務部長のほうからほかに何か報告等しておくことはございませんか。 乾総務部長。

総務部長 特にごございませんので。

委員長 なければ、総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことといたします。ご苦労さまでした。

10時25分まで休憩いたします。

( 午前10時 9分 休憩 )

( 午前10時25分 再開 )

委員長

それでは、再開いたします。

次に、(3)あるべき議会像を求めて一議員の資質向上についてを議題といたします。

この関係については、委員皆さんから、これまでいろいろな意見をいただいておりますが、我々の任期も半ばを過ぎましたので、論点を整理して、議論を煮詰めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに、閉会中の委員会のあり方についてということで、皆さんのご意見を煮詰めていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。 木澤委員。

木澤委員

これまでの議論の経過から言いまして、事前委員会で説明が行われてます提出予定議案について、今の事前の委員会で報告していただくスタイルがいいのか、それとも仮に全員協議会などで、そこで説明をしていただくという形がいいのか、それぞれ議論があったかなというふうに思います。それについてはやはり少し時間をとって議論をしていくべきだというご意見が出てましたんで、主にテーマ的にはそれをどうしていくのかということ direction をしていくべきかなと。時期についてはいつからやっていくのか、変更するのであればということ、いろいろ議員の皆さんのご意見をお聞きしてまとめていくべきかなというふうに思うんですが、まあ私は前回も言わせていただきましたけども、今の、事前の委員会で報告していただいて、なおかつその中でいろいろ質疑も行っているという形が事前審査に当たってしまうのではないかと懸念も持っていますんで、それについては改善をしていくべきかなと。ただ、議案について事前に説明をしていただくという場は必要かなというふうに思いますんで、それについて、私は全協でもいいかなというふうには思っています。

委員長 きょうの振割のときにいろいろそういう感じの話も出てきますので、ちょうど煮詰めていくのにいい機会だなと思っていますので、皆さんの率直な意見をお伺いしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 閉会中の委員会で、当初の予算審査の感じの説明会ありますね。ああいう形でもいいのではないかなと。そういう形にすれば、本日議題ののっていた付託先うんぬんについてもある程度事前に、議運としてわかっていたんではないかなと思います。

ただしその場合にですね、今まで議運を閉会中に開いていた分は、各常任委員会、閉会中の常任委員会が終わった後にやっていたけれども、その常任委員会の前に今度は持ってこんなんのではないかなと思いますんで、一括して報告を受けるということについては、僕は、それはそれでいいのではないかなと思います。ただし、今後、委員会の開く時期等について、また考えていかなければならないのではないかなと、このように思っております。

委員長 当初予算の説明会を全協で行っておられるということで、ちょうど4年間、全協の懇談会という形でされているということは、私が以前在籍というかいたときはそういうものがなかったので、戻ってきて、あ、こういうような扱いなんだと。私はあの形が一番、事前の提出予定議案の説明会、同じ形で同じスタイルでやれたら一番いいなどは常々思っているんです。そうした中で、もちろんそのときも質問なしやでというようなことも聞かせてもらっていますしね。当然、審議したらだめなんですから。今、先ほど木澤委員が言ったように、提出予定議案とって説明されたら、どうしても質問したくなると、その内容についてもね。そして、実際本会議から付託されて、もう前に聞いているからもう何もなしやということで、委員長報告も特段の質疑もなくということでなんかやっているみたいで、何とか考えんなら委員会付託しているその意味、それから審議している議論の場やというのが、傍聴人から見たら、なにとか、議事録見たら、なんや何にもしてないのかというように思われが

ちですのでね。

そういうのを、提出予定議案がどれだけまとめられるかによって、各常任委員会の開催前ですからね、日程的に理事者側がそれ用意できるのかなと、そのように思いますのでね。まあ、それもやってみる値打ちはあると思います。私もそのように思います。

ほかに、いや、やっぱり今のままのほうがいいよとか、また、皆にそれを言わなければ、何か報告、全協でも開いてもらうか、皆の意見聞くほうがいいという意見もありましたらお願いします。どうですかね。

伴委員。

伴委員      ちょっと委員長の考え方を教えてほしいんですけど。大まかな流れはわかるんですが、もうちょっと頭整理したいんですわ。閉会中の委員会は、ということは、継続の部分と報告だけでやるということなんですか。

委員長      本来は、閉会中には継続案件とそれからその委員会に関連する報告というのが本来の形で、これは定例会のときは逆に本会議から付託された議案がない場合は開く必要がないという、継続審議とそれから本会議から付託という審議を、それをきちっと本来は区別していくのが委員会中心主義で、委員会付託ということになってくると思います。そのために定例会の最終日には継続審議をうっている。それと、もっと言い方を変えれば、以前はね、結局、事前の提出議案を前もって理事者側からある程度説明をして、それで本会議に理解を示してもらおうと、定例会のときに。そういう考え方もあったので、閉会中に委員会を開くために継続案件をつくっていたと、そういう感じのときもあったんです。それは、今はきちっとした委員会で、一番、審議、いろいろな大きな問題がありますのでそれを継続案件として、その委員会の当初にうたってそれを継続、ずっとしていってます。そこら、こういうものだという形でずっと進んできたんやと思いますねんけど、そこをきちっとそんな住み分けしようとして、そこまでは私はちょっと、やっていったら、どう言うのかな、違和感というか皆さん議員さんがいろいろ、ちょっとアレルギー起こすんじゃないかなという心配もありますのでね。ただ、事前のその各課報告事

項、今でしたら12月議会に提案予定議案という、1つ項目ある。その項目はやはり事前審査とみなされがちだし、そういうこともありますということで、それだけは閉会中にはやらないでおこうと。当然、継続審議うっていますので、事前の、12月議会に向けてのその分を、継続案件の報告とか審議をするための委員会は開かなければいけない、そのように思います。

どうぞ。伴委員。

伴委員

だいたい思っはる事がこれでわかりました。

そうなりますと、その閉会中の委員会までに、ちょっと今、嶋田委員がおっしゃられたように、まあ言えば提出予定議案の説明を受けるという。こうなってくると、やっぱり確かにおっしゃるように日程的なっちゃうか、ちょっと忙しく、そこでやっぱり予定議案が決まってこないといけないということもやっぱりこれ、出てくるんじゃないかなと。その辺がうまくいくのであれば、ひとつそういうようなこともありかなと、私自身。ただ、やっぱりこれ、全協でこれに関してはまた諮っていただいて、いつから実施するかに関してはそれからの、皆さんの意見を聞いてからでないとなかなか難しいん違うかなと、こういうふうに私は思います。

委員長

今、伴委員がちょっとおっしゃったのが一番やっぱりポイントかなと、前からそう考えていたんですね。議会運営委員会でこういう形をとるということでやっていくのは、議会運営委員会がその日程等なんかを一応決定していつている、そういう委員会だという考え方で、全協に諮ってというか、全協に報告だけですませられへんのかなということは私は思っているんですけどね。やはりそれは全員に諮って意見を聞いて決定する、そういう形をとっていかなければいけないのかなということが、ちょっと今までからのいろいろな審議の中で思っておるんですがね。

やはり議会運営委員会がそういう議会の委員会のあり方ということを継続で審議していますので、決定するまでに1回は報告は、こういうことで向いていますという報告は必要かなと思うんやけど。全協開いて皆

さんの意見を聞いて、どうかなと思うねんけど、やはりそれはちょっと乱暴なんかなと思うねんけど。

木澤委員。

木澤委員 これについて、一定の方向性ですね。今、伴委員のほうから、いつやるかというのも全協で聞いてから確認をというご意見をいただきましたけど、一定せやから、次の3月議会からやってみてはどうかというところまで提案することはできるかなっていうふうに思うんです。

ただ、やっぱり全協に方向性を報告して、異議がなければ進めさせてもらうという形になるかなと思いますんで、それはやはり議会初日の全員協議会で、きょうまとまった方向性について報告を委員長のほうからしていただいて、全議員さんから特に異議がなければそういう形で進めさせていただくという方向でまとめることはできるかなというふうに思います。

委員長 そうですね。当初予算の説明会は懇談会という形やから、あれは議員、自由やね。だけど、今度はそういうものではない。皆聞いとかなければいけないということになってくるんやから、今まで委員会の中で報告しているのを全部出して全体でやるんやから、やっぱり同じ全協でもちょっと趣旨違うんでね。だから今、副委員長が言ったように、そうしてやはり皆さんにきちっと理解してもらうためにも、報告だけではだめやし、意見も聞かなければいけない、そのように思いますんで。

そしたらまあ、最初ちょっと申しあげたように、もう半ば過ぎてますので、これ、今12月議会の閉会中のやつで、今度初日に報告して、それで全協を開く、方向を報告するというので、こういう形をとということをもって、その形については今、意見聞かせてもらいましたけど、各委員会でそうして報告を受けてくることをやめて、全協で全部の議案の、予定議案の報告を受けるという方向で皆さんにまとまったという意見のことを初日に委員長報告でまず出していきたいと思いますねんけど、その点についてはどうですか。まだほかにやり方あるだろうということあったら言ってもらえたら。 嶋田委員。



嶋田委員 まず、今ここでですね、従来の方法やなしに新しい方法でやっていこうということを決めていただいて、それを初日の全協で報告いただいて、もう異論がなかったら開会中の議運で最終的に決定やと。そのときに、ほんだら時期をどうすんねんとか、各委員会のときに、どう言うんですか、質問は、その説明を受けたことについての質問をするのかどうか、そこら辺いろいろあると思いますんでね。そこら辺、異論がなかったら次の議運で最終的に詰めていくということですね。それとあと時期も、3月定例会の前の2月にやっていこうと思っているねんけれども、そういうふうな全協での報告、それで了承があれば、それはそれでいいのではないかなと思いますけど。

委員長 ちょっと整理させてもらえますか。  
議運の委員長報告の中でそれを入れる。そのことを、その後に全協開いていますので、特に議長のほうからそういう、委員会のあり方についてそういうまとめが今できてきているんだと。それで、あえて今までやったら議運の委員長報告についての質問というように全協で諮ってもらっていますけど、特に議長からそれで皆さんの意見をまとめてもらうと、そういう形とっておいたほうがいいのかということですか。嶋田委員。

嶋田委員 もう最終決定に近いものですから、やっぱりそういう形でとっていただいて、もう異論がなかったら意見は出てこないと思いますんでね。それでやっていただけたら結構かとは思いますが。

委員長 どうですか。休憩。休憩とって。

( 午前10時44分 休憩 )

( 午前11時 2分 再開 )

委員長 再開いたします。 木澤委員。

木澤委員 閉会中の委員会のあり方についていろいろ、それぞれ委員の皆さんの意見も聞かせていただく中で、今、事前の委員会の中で提出予定議案ということで報告して質疑なども受けていただいておりますけども、やっぱり事前審査になってしまうのではないかという懸念とか、あと本会議中の委員会でなかなか意見が出ないという声もありますんで、そういうやり方の解消としてですね、今、当初予算の説明を懇談会という場を開いていただいてそれぞれの議員に説明をしていただいていると。そういう形で、提出を予定されている議案についてはあらかじめそういう場を設けて説明を受けていくと。それについては当日は質疑等は行わずにですね、それはやっぱり開会されてからきちっと議論をしていくという形に改善をしていくということでまとめていけるのかなと。

その懇談会についてはどういう形で開いていただくのかというのは理事者のほうとも相談をしましてですね、進めていって、きょうこうしてまとめさせていただいたことについては、12月議会の初日にあります全員協議会のほうに委員長のほうから委員長報告の中で報告をいただいて、もしそれにご異議があったりとかそれぞれ意見があったりする場合は、議運以外の議員の皆さまにも意見をお聞きする中で12月定例会開会中の議会運営委員会で最終的に確認をしていけるんじゃないかなというふうに思います。

委員長 それで実施時期についても。 木澤委員。

木澤委員 実施時期については、委員の皆さんも了承いただきましたんで、より具体的な形で3月定例会の前からお試しということでやらせていただければなど、そういう形で委員長報告なんかで報告、提案いただければなどと思います。

委員長 今、木澤委員から提案というんですか、まとめていただきました。このことについてご異議ございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 おおむねそれで結構かと思っておりますけれども、お試しというのは僕ほど

うも、ちょっと。やはり、これを今現在は継続してやっていくという考えで、僕はおりますんで。そのことだけ申しておきます。

委員長 わかりました。言葉的にはちょっとまずいかなと思いますので、私もその言葉は言わないようにしますので。

では、この閉会中の委員会のあり方については、これをもって終わりたいと思います。よろしいですか。

( 異議なし )

委員長 それでは、次に、各常任委員会での所管関係の勉強会の開催についてということで、皆さんのご意見をお伺いいたしたいと思います。

木澤委員。

木澤委員 この、2つ目のテーマの各常任委員会での所管関係の勉強会の開催についてということでこの間、議論をしてきましたけども、具体的にどういふ形であらうのがなかなか提案しづらい中で、議会運営委員会としては、それぞれ常任委員会で勉強会を開催していただきたいという提案をしていくということで、大筋皆さんのほうからいただいた意見の合意かなというふうに私も理解をしているんですが、もしまあきょうですね、具体的な形で、もっとこういふので提案したほうが良いというご意見をいただけるのであれば、それについて議論をしていくことはできるかなと思います。今の、これまでの議論の中では、勉強会の開催を提案するということができれば、ちょっと確認は取れていないかなというふうに思います。

委員長 各常任委員会のことについて、提案だけで、議会運営委員会としては、そこからどんなことやという具体的なことは。当然、議会運営委員の中には各常任委員会に所属している複数のメンバーがいますけど、それを提案するということがまとめていきたいなと思いますねんけど、ほかに何かご意見ございましたらお願いいたします。 伴委員。

伴委員 やっぱり議会運営委員会としたらやっぱり提案に留め、そしてまたこのメンバーが各常任委員会に入っておりますんで、その中でこういうのやっていったらいいん違うかなというようなことを具体的に話をしていけばいいんじゃないかと、こう私は思います。

委員長 どうでしょう。そのことで、以前は一応、議会運営委員会も委員会でするので、勉強会をしている、提案やったらどうだという意見があったようにも思いますねんけど、そのことについてはもう、別段。また常に議会運営委員会は勉強しているんだなと思います。いろいろな意見をいただいていますし、いろいろ議論もしていますので。で、まあ視察も行っているし、私はまあ、これは常任委員で所管関係の勉強会を開催をしてくださいという提案で留めておきたいなと思いますねんけど、どうでしょう。 嶋田委員。

嶋田委員 それで結構かと思うんです。提案というよりも提言ですね。より重みを増すのではないかなと。

これはせやけど、④のことにも係わってくるのではないかなと思っておるんですけど、それはそのときにまた議論します。

それで結構かとは思いますが。

委員長 そしたら委員長報告の中でそのように提言させていただきますので。また、そのことについて、議員さんのほうから、そうしたら具体的に言うてくれというようになったら、ちょっとまたメンバーの方でいろいろ考えていってもらおうというように返事しますが、よろしく願いします。

それじゃあ、この2番の各常任委員会での所管関係の勉強会の開催についてはこれをもって終わらせていただきます。

次に、3番、各種団体との意見交換会の開催についてということで、皆様のご意見をお伺いいたしたいと思います。 木澤委員。

木澤委員

この3つ目のテーマですね、各種団体との意見交換会の開催についてというテーマですけども、これは、ゆくゆくやっ払いこうということについてはそれぞれ合意が得られているというふうに思うんですが、そのやり方と時期について、これまでいろいろな意見が出てきていると思うんです。

1つは団体の皆さんから申し入れがあってそれを受ける形でやっていくべきではないかと。それに対して、こちらから申し入れてやっていくべきだというその議論については、ゆくゆくそういう受けていくという形を模索はするけども、まず、全ていきなり受けるということではできないので、まずはこちらのほうから団体を特定して、しかもその団体というのは町が補助金を出していたり、さらにはそれぞれ議員に対して総会の案内等を送っていただいている団体を対象に、まずはこちらのほうから働きかけをしていって、これもどういう形になるかわからないので探っていくという方向で最初ステップを踏んでいくべきじゃないかということころまでは確認できるかなというふうに思うんです。

その時期の問題ですね、これについては、まずやっぱり議運が率先してやっていくべきだという、そういうご意見もある中でですけども、そうじゃないと、議運はそういう取りまとめっていうですね、段取りを利用するような場でもないの、それについてはちょっと勇み足だというご意見もいただいております。だからその時期をどうするのかということ、どういうメンバーでやっていくのかというのが一つ、議論の目玉になるかなというふうに思っています。

あとは公務災害の関係についてもどう整理をしていくのかということ、それと、仮に時期が決まったとして、どういうテーマでこちらからお願いをしていくのか、その話を持っていったときに、向こうの団体さんのほうからこういうことをやりたいんやというふうに言ってもらえればそれは受けられるのかどうかというテーマの問題についても一定、さらに議論を深めておく必要があるかなというふうに思います。

私としてはですね、合意が得られるのであれば、12月議会が終わって3月議会までの間でもやっていくのはいいのかなというふうには思っています。私は前回のときに、そうなった場合に、きちっとまだ整理も

できないから自由参加でやるべきだというふうに意見は言わせていただきましたが、それについてはほかの委員さんからいろいろな意見も出ましたので、そのことに対してもまたいろいろ議論を深めていきたいなというふうに思っています。

委員長

今、木澤委員から、いろいろな今までの経緯、取りまとめていただいて、あれしていただきましたけど。この意見交換会の、まず対象をね、今までもいろいろな意見もありました。その委員会の範囲にするのか、いや、全議員を対象にするのか。このことについて、1つどちらかに決めていきたいなと、そのようにも思います。それを決まることによって、やはり今後のスケジュールもある程度の影響もあるのかなと、そのように思っているんですが、その点についてはどうなんですかね。この議員の資質向上を目指してということについて、各委員会単位でやっていくほうが、フットワークはいいのかなと思いますねんけど。そしたらほかの、その委員会に参加していない、所属していない議員さんは、そのときに懇談会に来てなかったんどうやのというようなことも言われても困るやろうし。だから、どちらがええのかな。あまりにも漠然とした意見交換会もあまり実がないやろうしな、とも思ってますねんけど、どうなんですかね、皆さんの意見でもちょっといろいろそこらがあるように思いますねんけど。その点について、なかなかどっちがええというようなのは、本来言いにくいねやと思いますけれどね。

嶋田委員。

嶋田委員

今までののは議会の中での話なんですけど、これは外とのこと、交わるということにもなってきますんでね。例えば、何らかの方法で1回やると、そしたら来年度どうするかということになってきますわね。いや、来年の議運ではこんなんしませんとなってくる恐れもありますわね。そこら辺どうするかということで、僕は、この議運で提言して、特別委員会でも、それこそつくっていただいて、それでやっていっていただくと、そういう形やったら継続してやっていただけるのではないかなと。特別委員会やさかい、1回あれ終わったらもうそんでぼしゃるという感

じになる考えもあるかもしれませんがね。

委員長

そうやね。こういう各種団体との交換会、まあ特別委員会っていうよりはそれの担当委員会みたいなものをつくって、そこから先ほどからもいろいろな補助団体とか団体をとか言うて選定してもらったり、その議題を選定してもらったり。これを議運で一括、それをやっていくというのはちょっと負担がかかってくるし、それらのことでやっていこうと。それらを設置していったって、プロジェクトチームみたいな感じでね、だからそれで議員の資質向上にはこういうものが、やっぱり住民に理解してもらいたいということもありますし、やはりそれでいろいろ資質も向上していけると。だから、また名前はいろいろまたあると思いますけど、そういうプロジェクトチームを議会内につくって、そこでこの意見交換会ですか、それらを積極的にやっていってもらう、次年度から。また改選後もそのような、続いていくようなね。そういう形で設置をこの議運から提案していくという、どうですかね。 小林委員。

小林委員

私も、恐らく来年度ぐらいにはそういうプロジェクトチーム、特別委員会ができるのかなというふうには思いますけれども、やはりそういう委員会に向けて、今、私たちが議論しているこの議会運営委員会で、ある程度の提言をやっぱりまとめていかないといけないのかなというふうに思います。副委員長もおっしゃったように、私もやっぱり遅くても3月頃には、遅くとも一度、今のメンバーで、議論しているメンバーで、せっかくですのでしてみる。やっぱり一番現実味があるのは、実現可能なのは、この議運のメンバーで1回試行的にやってみるのが一番実現することができるのかなと思いますので、そこでやっぱり、恐らく失敗というか、100点満点の住民懇談会は恐らくできないと思うんですけども、そういう失敗も含めて次回にやっぱり生かせるように、このメンバーで、今回の、今年度の議会運営委員会のメンバーで提言をまとめられたら一番いいのではないのかなというふうに考えております。

委員長

今、小林委員がおっしゃっているように、試行的にっていうか、それ

で議会運営委員会としてはこういうことをやろうということで、1回やってみて、それが発展させたような形で、次年度からプロジェクトチームができて継続していくと。それが一番理想的な形かなという提案なんですけどね。どうですか。 伴委員。

伴委員

私、思いますねんけどね、やっぱりこれね、正直言って時期、テーマ、メンバーと。これ、本当にこのテーマなんか難しい、どれもこれも難しいと思うんですよ。やっぱりこれはコーディネートするグループ、それがまあ特別委員会、というものがなかったら、なかなか難しいんと違うかなと。だから、確かに一度やってみるといって、そういうのも考えとしてわかるんですが、それがどんな意味になるんかなと。やっぱりコーディネートしながら進めていくというように、ちゃんとこうしていかないと難しいんと違うかなと、私は思います。

委員長

先ほどの、議会はこういうことをしていますという、まず、住民に対してPRをする必要もあると思うんです。意見交換会をこうしてやりますよと。まあ、先ほどその申し入れを受けて、いろいろな団体から申し入れを受けてとかいうのを、例えばこちらへも来てほしいんやけどとか、そういうのがある場合もあるかなと思いますけど、団体をセレクトして説明会の案内を出していく。その時点でまたテーマを出していくと、その相手によってね。

だけどまあ、とりあえず資質の向上のために、議会運営委員会としてはね、資質の向上のために皆さんの意見を聞きたいし、交換会を開きたいということをうたって、1つの団体でもいいから、先ほど木澤副委員長からも提案ありましたけど、12月議会から3月議会の間の閉会中に1回やってみる。そして、それを検証することによって、5月の改選のときにプロジェクトチームを設置と。そして、そのプロジェクトチームのところでもっとそれだけを専門的に整備してもらって、いろいろな団体とかテーマとかいろいろ交渉してもらって、継続性のある交換会、そういう形を取るのが私は今の時点ではいいのかなと思ってますねんけどね。



全体の議員を対象ということは、今、意見出てないんですけど、それよりやはりその委員会ごとみたいな形になるのが、相手によっていろいろ、小人数とか、それで、何も委員会1つじゃなくて複数の委員会が参加してもいいだろうしということで、そういう形ができていくんかなと思ってますねんけど。

宮崎委員。

宮崎委員

今ちょっとね、皆さんの意見聞かせていただいていたんですけど、まず一番初めにね、小さいっていうんか、団体で、もし1人、2人で代表で来られてね、こちらが15人おって話するというのもちょっと一瞬考えたんですけど、圧迫感あってすごいかと思うんですけど。

今、あと、各種団体で選んでテーマ決めてするって言うておられるんですけど、悪い言い方かもしれませんが、向こうの方がすごい勉強されていて、議員で答えられへんようなこと言われたときに、議員なんやって言われるような恐れはないんですかねと、僕は思ったんですけどね。その辺のほうをうまく対処していかんと、プロジェクトチームつくるにしても、委員長言うておられるように、それ、やっぱりそういう質問くるから勉強するから議員の資質が向上するやろうとは思いますが、それまでに、来られた団体にそういう質問をされたときにこちらから答えられる者がおられなかったら、そのときはやっぱり逆に、なんやこの議員らはと思われへんかなと、それはちょっと僕は懸念したんですけど。

委員長

宮崎委員が今懸念されている点についてはね、私もある程度のことは思っておるんですね。その質問っていうか要望を出されるのは、本来は議会の仕事ではないのと言われる可能性が多いんです。だから、なんであそこに道つかへんねんとか、やっぱりそういうときはやはりあの予算、それから執行権の町側とのいろいろな協議の中で、その提案はできますけど、それが現実に予算もついてきちっとできるものかどうかというのを、そういう説明でいいと思うんですよ。今までも、こんなこと言うたら語弊ありますけど、わりと住民というか、私も議会に来る前は議員

は皆できるものやと、未だにまだ言われます。あんた議員してるねんからここへなんで道つかへんねんと。予算あるねんからと、予算を提案してもらわへんだらこれできないんですよ。予算つけてくれとか、やはり住民のためにここは必要やからそれだけの予算もつけるし、それからよくね、用地で決裂するっていうか、できないときもありますから、そういうことの話があったらやはり議会人としても執行側に提案しますけど、地主さんとの話も、地元の人が多かったらそこらでまた話してくださいやというようなことで、答えられないというか、それがなんやあいつ、議員に言うてもしやあないやんかと、そういうイメージを与えてしまう可能性は十分あります。だけどそこは丁寧に議会というものを説明をすることもやはり必要じゃないのかなと、そのようにも思っていますので。

それとまあ、1人が対象というのは、私は先ほどもちょっと申しあげているのは、一応団体でということだね、話ししてもらって、それが1人やったらあかんのか、5人やったらええのかとかいう難しい問題もありますねんけどね。やはり相手は団体として一応意見交換会に参加していただいている。それが結果1人しか来られなかったと。それはそれでこちらから10何人いてもそれはいいのかなと思うんやけどね。そういう人に限って、私は、交換会するのが怖いと思うんです。偏った意見しか出ないような気がするしね。あくまでもそうして1回やってみて、その人も、ああ、こんなん1人で行ってもしやあないでと思われたら、またね。

交換会も1回きりで終わるというのはあんまり目指していない。同じところと何回も繰り返していく、交換会ですから。だから、1回やってみて、ここらおかしいなというたら、それをまたこういう話し合い、話し合いする場ですから、そういうので、斑鳩町議会はそういうのを継続的にやっているんだということで、議員も資質向上を図っている。失礼やけど住民の議会に対する認識もね、そうしてやってもらうと。そういうのが目的、そんなええことばかりあらへんということをおられるけど、1回やってみたらどうかなと思っています。

木澤委員。

木澤委員 いろいろ意見もいただく中で、試しにやってみるという部分と、ゆくゆくきちっとしたものとして、条例では定めませんが、斑鳩バージョンとして展開をしていくという、この2つあるんですけども、ゆくゆく展開をしていくのに、伴委員がおっしゃるコーディネートをどこがしていくんやというところでいうと、ちょっとやっぱり、よそのやっている例なんかを調べて、今、だから、広く受け入れてやっているところなんかがどういう形でそのコーディネートをしているとかいうふうに、やってみる前にちょっと調査しないとなかなか整理していけないかなというふうに思うんです。

試しにやってみようと言うてる部分については、今、実際、自治会連合会と議会全体として議長の取り計らい等で懇談会という形もさせていただいてますんで、だから、例えば直近でやっというふうになると、そういう形での懇談会になるかなと。だから、広く発展した、ゆくゆく受け入れまでしていくというところのものの提案というのを、今の段階ではちょっとまだ提言、提案はちょっと難しいかなと。今、議論もいろいろ聞いていましてそういうふうに感じています。

ですので、ゆくゆくどう展開していくかということについては引き続き議論をしていくということで、じゃあその言っている直近の懇談会が自治会連合会とやらせていただいているような形で提案できるものかどうかという、そのことについてきょうはちょっと、さらに議論してまとめていけるのかどうか、そのことについてもご意見いただければなというふうに思ったんですけども。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 試しというのではないんですけども、一発目にやるのにね、失敗してはいけないわけですね。失敗してもええやん、それを糧にしてと言うのやけども、奈良県の吉野のほうでやってんけど、どなたも来られなかったということで、それから開いてないねんというような話ありましたわね。そやから、失敗してはいけないと、やっぱりじっくり考えてや

っていくべきだと、私は思っておりますんでね。

別に、議員の資質向上させるためにこの議運を開いているいろいろな提言を出していることですから、1月から3月の間に必ず開かなあかんねんとか、そういう考えは、僕は、急ぎすぎではないのかなと、このように思いますね。

委員長

この前の県議会での、シンポジウムっていうんですか、で、十津川村議長が、あれは議会報告会かな、そういう形で呼びかけたところ、誰も参加者がいなかったと。近頃では平群町の議会報告会というのを、私は偶然知ったんで行ったんだけど、あ、これは困るな、こんなんでは困るなということで。結局あれは議会報告会として呼んでいるので、そこらのバランスやらね、議会報告会へ呼んだらやっぱり少ないやろし、また一方、糾弾会みたいになって、言葉、適じゃないけどね、なるかなと。まあ今回、この議運では、意見交換会だからもうちょっと感じを変えたものになっていくのかなと期待しています。

それと、嶋田委員が失敗は許されないということも、それも私は正論だと思います。そういう事例があるし、まあこの交換会、いくら交換会といっても同じような形になる可能性もありますし、先ほど宮崎委員がおっしゃったように、やはりこういう形という、どういう形がやっぱり一番交換会として役に立つのかなというのは、もう私自身も全然わかりません。1回やってみやなわからんという言葉が、私にはそこが、そういうことで何回か発言しているんですがね。

自治会連合会の懇談会というのを私は、当初設置しようとして提案したん私なんですがね、大分感じが変わってきているなということで、あれもやっていく中でいろいろ形が変わってくるんやろな。それらでこういうことはやっても意味ないのかなと、そういうことも思いますねんけども、もうちょっとやっぱりきちっとしたものを皆さんに見せんないかなのかなと思っています、今のところ思っています。

私も、木澤副委員長が言ったように、この任期ということと、当初も申しあげたように任期、私ら任期があつて、私らで1回やってみようやということを盛んに提案しているんですがね。そのことが次の発展的に

またそういうものやっているとということで期待していますのでね。失敗してはいけないというのはもちろんわかってますねんけど、何か1つやらなければ、失敗を恐れて何もしなかったらそのまま停滞してしまうと、そういう心配も持っています。

私は、全議員を対象にするときには、やはり失敗もなく効果が十分認められるものを全議員さん側に提言したいなと思っています。そこらでもう少しまだいろいろ。

このね、今度の12月議会から3月議会の間というのは、年始もあってなかなかその各種団体とのそういうセッティングというのは難しいかなと思ってるんやけどね。まあ、ぱっとできるところを探しに行くということもあれやけど、その間に皆さんに協力してもらうためには、報告というか議運でこういうところというふうには提案できるかなといったら、それもまたできないやろうし。そういうところを1回話ししてもらったらというようなことでも言ってもらえたら動いてみるつもりやけど、多分この1月から2月というのはなかなかその団体も新年会とかいろいろありますし、難しいかなとも思っています。

だから、3月議会でこういう形。また同じことを繰り返しているのかなと思いますけれどね、どうなんですかね。 嶋田委員。

嶋田委員 なるほど、委員長のおっしゃることもわかります。これを潰したくないねんという思いだと思います。だからこそ、やる方向のプロジェクトチーム、住民との懇談会をどうするのかというんやなしに、やるという方向をもったプロジェクトチームを立ち上げて、それこそ失敗しないように練っていただいて、議員に提言いただいてやっていくと、それがよい方法ではないのかなと思いますけども。

委員長 小林委員。

小林委員 私も、失敗という言葉使いましたけれども、私の失敗を例えば点数にするとですね、やっぱり70点ぐらいは議会として、70点ぐらいはほしいなという思いがあります。そしてやっぱり失敗しないためには、あ

る程度の特定の団体さんをこちらから、やりやすいように指名をさせていただいて、それで、やっぱり向こうとしても斑鳩町議会として初めての懇談会、懇親会に指名していただいたという思いもあるでしょうし、やっぱりその団体さんからですね、今までやっぱり、あ、斑鳩町はこういうふうにしてなかったけれども、斑鳩町がこういうふうに住民と各種団体との住民懇談会を開いたというふうにある程度周知、議会としても、いやらしいかもしれませんが、周知していただけるような団体さんも選ばなければいけないのかなと思います。

やっぱり急に1からもう議会報告会しても、絶対に失敗するのは明らかですのでね。そんな今までやっていないところに、前例のないところに公民館とか各種会館でやっても、そんなところに、どんなものかイメージも付かないところに来るわけがないので、となってきたらやっぱり議論してきたこの議運で、まあ悪いかもしれませんがやりやすいように、失敗をしにくいのが、できるのがこの議論してきたこのメンバーで具体的に3月という目標を持って根まわしができるのかなというふうに考えているので、ちょっと提案させていただいているのであって、やっぱり私も失敗は、0点とか赤点とかそういうレベルの失敗はしないように、やっぱり前もって根回しをしながら、ある程度の合格点をいただけるような住民懇談会だったら3月頃にはできるのかなという思いで、3月というふうにちょっと言わせていただいております。

委員長

今、お聞きいただいている、その行為がね、失敗の点数つけるの、小林委員の場合、具体的にこう0点とか赤点とかもらったんやけど、私は失敗か失敗でないかというのは、その議員、全く、十津川村みたいにね、そうしてやったところゼロやってんと、住民が誰も来なかってんということが失敗であって、何人か来ていただいて、何人かある程度の話聞いてもらえたとか意見をもらったと、それはもう、私は失敗ではないと思うんですけど。そやから70点ぐらいというのは、どうなんかなというところもあるねんけどね。まあ、嶋田委員から失敗したらあかんという言葉言うてもらってますねんけどね、私はもう、嶋田委員はどれぐらいの状態を失敗というように思われるんかちょっとわかりませんが

ね。私はもう、こちらから話しかけて、ゼロやったら、意見が何も出なかった、それから仮に意見が何も出なかったということで、私はまあそれもやっぱり失敗の1つだなと思いますねんけどね。考えようによっては、あ、もう皆さん、住民の皆さんは議会活動として議員に対してはもう何も言わなくても満足していただいているのかなと、そういううがった見方も、失敗ではないのかなとも思いますねんけどね。やはりそこらはね、失敗というのはやっぱり呼びかけてもゼロやったというときやね。だから、議会報告会というのは呼びかけだけですからね。まあ、今回は交換会ですから、少なくともその団体との長とか役員さんと会って交渉してね、集めてくださいと言うて、いらんのに来ているという人もいるかわかりませんがね、それを1回やることによって、あ、そういうときに、日頃、私ら町議会議員やから、一番もう近いところにいます、国会議員と話しするのと違いますから、日頃皆さんと話ししてる馴染みの人らばかりですからね、まあそうしてくれるんやと思いますねんけどね。

なかなか難しい。どうまとめましょう。 伴委員。

伴委員

やっぱり私、これ、やる限りは継続できるようなもの、ある一定の期間は少なくともという思いがあります。

任期、まあ確かに私、この議運のメンバーというのはある一定の任期というのがあります。十分、私はこういう特別委員会なら特別委員会、コーディネートするそういうような特別委員会をつくり、こういうふうな形というのを提言していただくと、この議運で提言していくというのでもう十分、ひとつの1歩を踏み出すんじゃないかなと。

やる、早くスタートって、一遍やってみることより、どっちかという続けてやれるような形、あ、これやったらいけるなど皆が思えるような形をつくっていただくほうに、議論していくべきではないかなと、私は思います。

委員長

同じように継続していこうというのは、同じような意見、両方ともこれいただいているんやと思いますねんけど。それを今のメンバーで1回

やってそれがたたきになるんだという考え方と、いや、こういうものですよという、いろいろ、まあ言うたら議論したものを成果品として、まあ1つはプロジェクトチームの設置ということが今回は出てますからね。それで、そのプロジェクトチームに、また、当然、それを言いだしっぺですから、皆も積極的に特別委員会に入れとかそうじゃなくて、皆さんもそこへ参加してもらいたいと、は今、設置できた段階では、それは私もお願いしたいなと思ってますねんけどね。

新たにそしたら特別委員になられた方が、どうまたそこでそれをやっていくときに、またどないしたらええのかなと、また議論を繰り返していかれるんじゃないかなと。そのために議論をするための1つの意見交換会を今の議運のメンバーで1回1つやってもらえたら、その次のプロジェクトチーム、PTの方も早く継続できるんじゃないかなと、私はそのように思っております。

ちょっと時間もありますので、このことについては、今、意見を聞かせてもらっている中で、この私らの任期でやるとしたら全議員さんを対象にじゃなくて、それは時間的に無理だということもあるんやと思いますねけど、議運で1回この任期内にやるか、いや、議運でそういう方向付けというんですか、それらを皆さんに、全議員に報告して、その土台づくりですね、それを成果品としてこの任期を終わるといった意見とがわかれると思いますんで、まだこれはまたまとめてという形を取って、次の議運でもまた議論させてもらいたいと思いますので、きょうのところはそういう意見をいただいたということで終わりたいと思います。

よろしいですか。 木澤委員。

木澤委員

そのまあ、きょうのまとめとしてはそれでいいと思うんですけども、あと、できたら次回の議論するまでの間にですね、よそのところでやってる実態なんかをちょっと調査して情報入手できるんやったら、それも資料としてできたら用意できればまたちょっと見たいなというふうに思うんですけども。

委員長

全く今、皆さんの意見を聞いていて、目指している交換会というのが



やっているところがあるんかというたら、ちょっと私もその情報がないのでね。やはり斑鳩の議会が目指している交換会というのは、ほかの交換会とかいう形で懇談会とか報告会とかやっておられてもね、私はちょっと違うかなという気もあるねけど、一応そういうあるだけの資料は集めて、それをたたきにしていきたいと思います。議論深めるということ。

そういうことで、この3番目については、きょうのところはこれで終わっておきます。

次に、4番の議員同士の意見交換や勉強会の開催についてということで、嶋田委員、お願いします。

嶋田委員　これは、2番の各常任委員会での所管の勉強会の開催についてとリンクしてくるのではないかなと思うんですけども、議員同士で、同じ意見の議員が集まってさらにその議論を発展させていくとか、また、違う意見の人らが集まってお互いの意見を慎重に聞いていくとか、そういうふうなことをやっていけば、まあ言えば、どう言うんですか、お互いがより深まっていくのではないかなと、このように思っております。

ただし、これは、どう言うんですかね、もう個人の範疇に入ってくるので、こういうことをされてはどうですかという提言ですね、これも。そういうふうな形には、僕はなってくるのではないかなと思っておりますけども、一つの提言として重要なことではないかなと思います。

委員長　はい、どうぞ、伴委員。

伴委員　確かにこの4番も非常に大事なことなんですけど、私、思いますねんけど、この、今、①、それで③、このあたり、非常に今、議論が活発にされている。非常にこう、ちょっと広げるんじゃない、もうこれを確実にやっていくというような形で、まあ確かに要は提言的なことになってくると思いますねんけど、1、3、このあたりをきちっと議論していくというような形でこう絞って、期間も、あと、限られてきますんで、そんな形に思うんですが。

委員長 木澤委員。

木澤委員 私も議員同士の意見交換という場は必要やなというふうには感じていながら、継続して何かテーマを持って議員同士で議論をしていけるかという、まだちょっとそこまで具体的な案というのは持ち合わせてはいないんです。

だから、それについては、やはり提言という形でして、まとめていっていくしかないのかなというふうに思うのと、あと1つ、勉強会の開催については、今、それぞれ全員協議会の中でテーマ出させていただいて、主に県の職員さんのほうに出前講座に来ていただいて学習会をしているという形をとっていますけども、なかなかテーマが出てこないという問題がありまして、その点について、議員の資質向上を目指すという立場から、やっぱりもっと活発化していこうという提言をあわせてしていくべきかなというふうに思いますんで、そこはあわせて提言という形で議会運営委員会のほうから発信をしていくべきかなというふうに思います。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 なるほど、議員の勉強会やっておりますね。ただし、あれは何で不発かなと、僕が考えるに、自分が知りたいこと、勉強したいこと、発表されないというのもあるんですけれども、それが出てこないという部分が多分にあると思うんですわ。その部分をこの個人の勉強会でやっていってはどうかというふうなことも含めてますんでね。木澤委員おっしゃる、それはそんで結構かと思えますけども、これも提言になっていく、4番も提言になっていくけども、これも含めてやっていけばと思っておりますね。

委員長 それはまあ全協で、そういう意見があって議員同士の意見交換会や勉強会の開催を提言させていただきますと、それでまとまっていますと、

そういう方向でさしていただきたいと思いますねんけど、それでよろしいですかね。

( 異議なし )

委員長

はい、わかりました。

ちょっと急いでますねんけど、協議事項につきましては以上で終わらせていただきます。

次に、2. その他についてを議題といたします。委員の皆さんのほうから何かございましたらお受けいたします。ございませんか。

( な し )

委員長

議長のほうから何かご報告等ございませんか。

( な し )

委員長

そうしたら、事務局から、会議録の関係で相談をしたいことがあるそうですので、事務局のほうで説明してください。藤原議会事務局長。

議会事務  
局長

すみません、時間が押してますけど、申し訳ございません。よろしくお願いたします。

議会会議録のホームページの掲載につきまして、ご相談をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

ここ最近、斑鳩町議会の会議録のホームページ掲載に関してのお問い合わせが多く寄せられるようになってまいりまして、ホームページに掲載してほしいというご要望もいただいているところでございます。

斑鳩町では、会議録は、本会議及び当初予算・決算の委員会の会議録は、印刷物として作成をし、議員皆さま、町理事者に配布いたしますとともに、また、住民の方の閲覧用として、庁舎内ロビー、図書館、3公民館に設置をし、閲覧に供しているところでございます。また、各常任

委員会などの委員会の会議録につきましては、議会事務局におきまして、来られた方に対して閲覧をしていただいているというところがございます。町ホームページでの掲載はしておらないという状況でございます。

そのようなことから、奈良県内市町村の状況を調べましたところ、お手元の資料のように、多くの市町村議会において公開をされているという状況がわかりました。

資料をご覧いただきたいのですが、定例会や会議録の本会議の会議録については、県内39市町村のうち20市町村がホームページに公開をされており、委員会会議録につきましては8市町村がホームページに公開をされております。

ここで、平成何年何月からと書いておりますのは、例えば、奈良市ですと、平成11年5月からの本会議の会議録が、また、平成19年4月からの委員会の会議録が公開をされているということでございます。

また、右の公開方法でございますが、システムといいますのは、会議録関係の会社などが会議録閲覧に特化をした専用ソフトを開発をされ、業務委託等により行われているものでございます。この方法ですと、キーワードや目次による検索が可能と、できるという反面、年間、数十万円から百万円程度の費用が発生をいたします。また、PDFにつきましては、パソコンや最近ではスマートフォンにも対応した閲覧用の汎用ソフトでして、インターネットに接続できる方なら、どなたでも見ていただけるものでございます。また、事務局におきましても、費用をかけずに、簡単にホームページに掲載が可能なものでございます。

また、ここには書いてございませんが、奈良県議会におかれましても、平成3年からの本会議録、平成17年7月からの委員会会議録をホームページに掲載をされています。

このような状況でございますので、事務局いたしましては、議会運営委員会の了承が得られましたら、会議録をホームページに掲載していきたいと考えておりますので、ご審議いただきますようお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

委員長

今、局長から説明がありましたが、この取扱いについて、委員皆さん

のご意見をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 これはきょう結論を出さなあかんわけですか。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務局 特に、ご相談ということで、いつまでにとということではございません。  
局長

嶋田委員 急に出されましたものでね。どのようにとか、そこらへんちょっと調べたいと思いますんで、お時間いただければ幸いかなとは思いますがけれども。

委員長 伴委員。

伴委員 PDFであれば、非常に、そんなに金額もかけずに、手間もかからないような、今、説明がありました。具体的にどれぐらい、PDFが本当に安価な感じになるんでしょうか。ちょっとシステムが非常に高いなというイメージがありましたんで。

議会事務局 ご承知のように、パソコンソフト、まあ代表的なものにワードというのがございますけれども、一番新しいソフトですと、登録、保存の仕方  
局長 でPDFを選択できるということでございまして、今もう既に会議録、ワードで作成しております。その保存方法を変えて作成をし、ホームページにアップロードするということで、非常に簡単にできるということでございます。したがって、費用につきましてはかからないということでご承知いただきたいと思っております。

委員長 これ、公開方法もある程度議論しておく必要もあるのかな。といいますのも、来年度からやっていくとしたときには、予算措置のこともありますのでね。まあ、PDFでしたら、予算的にはいらぬということみたいですのでね。その点で、どうしてもシステムを使うとしたら、数十

万から百万程度というたら、これは予算化せないけないことやしね。そのこともあるので、早い目に。もちろんこちらをとということになってきたら。

今までの実施されているところは13と7ということで、予算をつけておられるんやなと思ってましてんけど。利用者にとってみたらどうか、住民にとってみたら、どっちのほうの方が便利なんですか。

藤原議会事務局長。

議会事務  
局長

ちょっと先ほど触れましたように、システムですと検索ができます。検索といいますのは、例えばキーワードですね、例えば、障害福祉というキーワードをもって検索をすれば、掲載をされております年度の全ての会議の中から抽出をしてもらえるとという利便性がございます。PDFですとですね、その開いた、例えば1回分の会議録を開いてそこでの検索は可能ですけれども、ほかの年度の会議というのは検索ができません。

ただ、システムを使いますと非常に使いづらい部分がございます、システムの場合ですと、ほとんどが発言ごとのひとくくりという形になってましてですね、検索をかけましてもある議員の1回分の発言しか出てこないということで、その前後関係がわからないと、それを一つずつ開けて見ていくという必要がございます。そういったことで、全体をすばっとすぐに把握できないというようなことになりまして、これは一長一短であるということでございます。

委員長

まあ、利用者にとってみてはどちらがということもありますねけども、費用面のことも考慮しながら。

今回は一応、こういう事務局のほうから相談があったということで、どのようにしていくかは、また次回でいろいろ協議してまいりたいと、そのように思いますけど、それでよろしいですかね。

( 異議なし )

委員長

それでは、ほかにないようですので、その他についてもこれをもって

終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

( 午前11時59分 閉会 )